

精神障害者保健福祉手帳による雇用率適用について

1. 障害者雇用問題研究会報告書における指摘事項

精神障害者を実雇用率に算定するに当たっての対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者保健福祉手帳の所持をもって行うことが適当であるが、その場合には、本人の意に反した雇用率の適用が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認のあり方について、企業にとって参考となるものを示す必要がある。その内容としては、スムーズな把握確認の事例や手帳取得の強要の禁止といった禁忌事項を示すことなどが考えられるが、企業にとってわかりやすいものとなるよう、専門家による検討を行う必要がある。

【障害者雇用問題研究会（抄）】

2. 精神障害者保健福祉手帳について（別紙）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して、都道府県知事・政令指定都市の長が交付する（精神保健福祉法第45条）。

手帳の判定は、精神保健福祉センター（都道府県の機関。精神保健福祉法第6条）が行う。

手帳の対象は精神障害の原因たる疾患を問わない（精神疾患が原因であれば病名に関係なく交付対象となる）。

なお、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（9月2日 精神保健福祉対策本部）においては、「精神障害者保健福祉手帳に係るサービスの充実を図るため、その信頼性向上の観点から、現行の様式を見直し、写真を貼付する。」とされている。

3. 各企業における適用の具体的なあり方（案）

精神障害者の把握・確認方法

精神障害者保健福祉手帳の所持をもって把握・確認を行う。

把握・確認の際の配慮

プライバシーに配慮した対象者の把握・確認のあり方について企業にとって参考となるものを示すため、法案成立後早急に専門家等の意見を聞いてこれを作成し、改正法施行までに周知を図る。

（項目例）

手帳所持情報の収集

- ・ 収集の手順
- ・ 利用目的の明示
- ・ 情報提供の強要、情報提供を拒んだことによる不当な取扱いの禁止
- ・ 手帳所持情報の他目的利用の禁止

情報の処理・保管

- ・ 情報を扱う者の範囲
- ・ 守秘義務

手帳のメリット周知と精神障害者への理解の促進

- ・ 手帳のメリットの周知
- ・ 精神障害者への理解の促進

平成 17 年度概算要求において、プライバシーに配慮した精神障害者の把握確認ガイドライン検討委員会の設置に要する経費を要求中

雇用率適用と手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年間となっているため、把握・確認にあたっては、手帳の有効期限を確認する。

納付金等の取扱い

納付金・調整金等の申告も雇用状況報告と同様に取り扱う。

精神障害者保健福祉手帳について

1. 目的

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図る。

2. 対象

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、日常生活または社会生活への制約がある者。

3. 主な優遇措置

- ・ 税制上の優遇措置
- ・ 生活保護の障害者加算
- ・ 生活福祉資金の貸付
- ・ N T T 無料番号案内
- ・ 携帯電話の基本料・付加機能使用料 50% 割引

(東京都の例)

- ・ 都営住宅の優先入居・特別減額
- ・ 都立施設使用料無料
- ・ 都営交通乗車証の発行

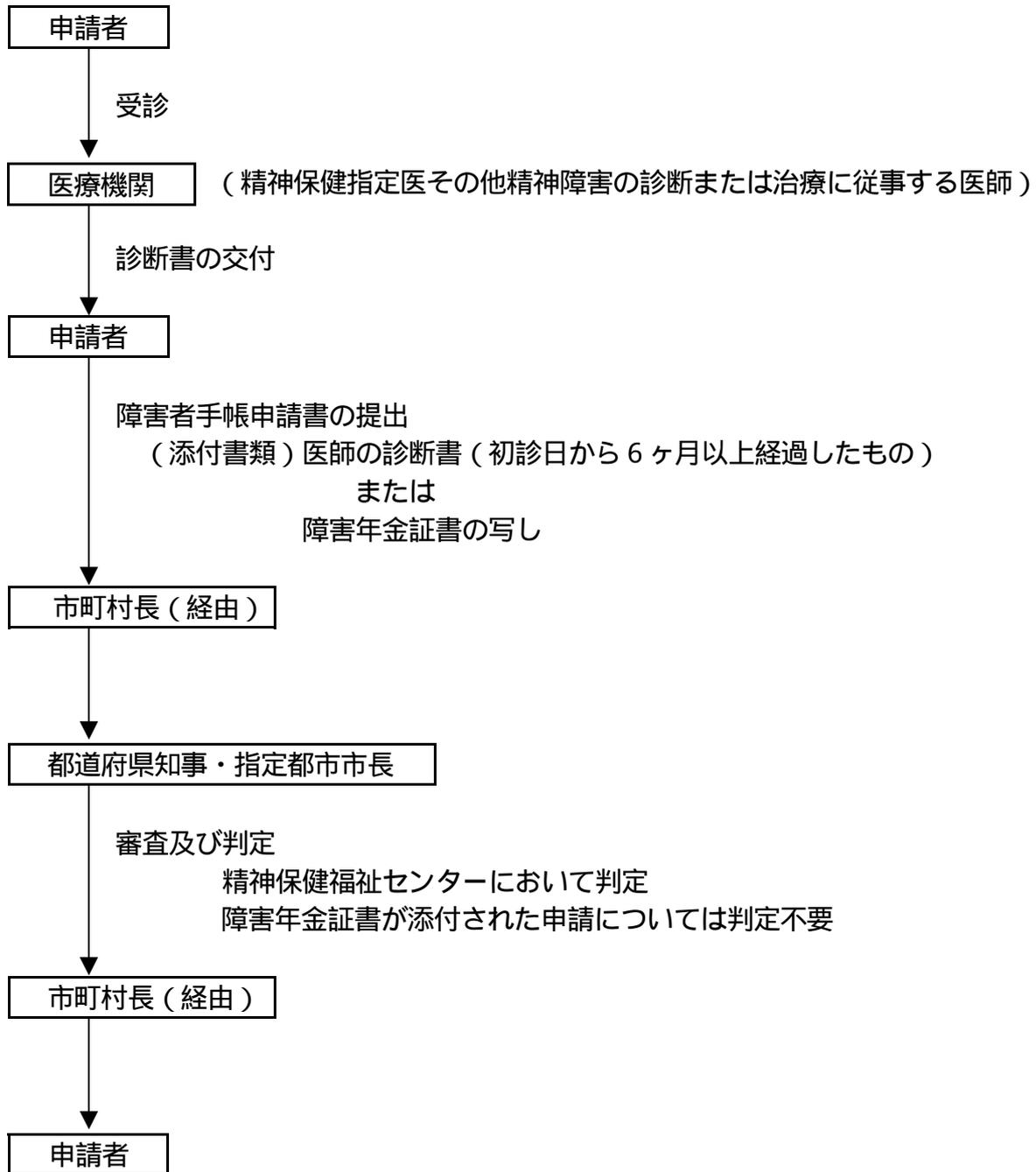
4. 交付者数の推移

	1 級	2 級	3 級	合計
平成 7 年度	8,551	15,408	5,574	29,533
平成 8 年度	19,940	37,255	13,000	70,195
平成 9 年度	29,219	55,524	19,076	103,819
平成 10 年度	37,351	72,687	24,183	134,221
平成 11 年度	43,583	90,402	28,966	162,951
平成 12 年度	49,531	107,754	33,456	190,741
平成 13 年度	53,250	127,847	38,057	219,154
平成 14 年度	58,164	151,641	45,833	255,638
平成 15 年度	66,764	188,047	57,983	312,794

5. 根拠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条

精神障害者保健福祉手帳の交付手続



(注)手帳の有効期限は2年間であり、延長を希望する場合は更新手続きが必要。手帳の更新には、新規交付の際と同じ手続きが必要。